

【資料3-3】

府中市地域福祉計画策定連携会議 設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、府中市地域福祉計画について検討・協議するため、府中市地域福祉計画策定連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 連携会議は、次に掲げる事項を検討・協議するものとする。

- (1) 社会福祉法に基づく地域福祉計画に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、分野横断的な施策の推進に関する基本的事項

(組織)

第3 連携会議は、次の各号に掲げる者を以て組織する。

- (1) 府中市福祉のまちづくり推進審議会の推薦する者 1名
- (2) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の推薦する者 1名
- (3) 府中市保健計画・食育推進計画協議会の推薦する者 1名
- (4) 府中市障害者計画推進協議会の推薦する者 1名
- (5) 府中市子ども・子育て審議会の推薦する者 1名

(任期)

第4 委員の任期

委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了する日までとする。

(運営)

第5 連携会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 連携会議には、会長を設置するものとし、会長は、福祉のまちづくり推進審議会委員が務めるものとする。
- (2) その他専門的な事項を協議する際は、会長の許可があれば関係者の出席を認め、又は説明もしくは意見を聞くことができる。

(招集)

第6 連携会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、やむを得ない理由により連携会議の招集ができない場合において、必要があると認めたときは、書面による審議を行うことにより、会議の開催に代えることができる。

(事務局)

第7 連携会議の事務局は、福祉保健部地域福祉推進課に置く。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年8月8日から施行する。